

かほく市合葬墓 申込みのしおり



かほく市

令和6年6月
令和7年4月改正

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などの社会情勢の変化に伴い、お墓の承継者がいない世帯が年々増加しています。

かほく市合葬墓（納骨堂、埋葬墓）は、従来の墓地とは異なり、一つのお墓にたくさんの方の遺骨を合同で埋蔵する新形式のお墓です。お墓の維持管理や承継する必要がないため、こうしたことでお悩みの方にも安心してご利用いただくことができます。また生前でもお申し込みいただくことが可能です。

この「しおり」をご覧になり、ご家族の方とよくご相談になってからお申し込みください。

もくじ

1	合葬墓の特色	2
2	用語の解説	2
3	合葬墓施設について	3
	施設型合葬墓（納骨堂）	3
	樹木型合葬墓（埋葬墓）	4
	記名板	5
4	参拝方法	5
5	使用料	6
6	手続きの流れ	7
7	必要書類	8
8	合葬墓への埋蔵（納骨）手続きについて	9
9	その他	9

1 合葬墓の特色

- 合葬墓とは、一つのお墓に多くの方の遺骨を合同で埋蔵する形態のお墓です。
- お墓を承継する必要がありません。
- 個人やご夫婦等で生前に申し込みできます。
- お墓を個人で管理する必要がありません。また、墓石を建立する必要がないため、費用を軽減できます。

2 用語の解説

- 申請者とは …… 合葬墓を使用したいという意思があり、申込みをする方（現在ご存命の方）のことをいいます。
- 祭祀主宰者とは …… 葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、死亡届の申請者等、遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。
- 生前予約とは …… 現在ご存命で将来合葬墓に埋蔵されることを希望し、本人が申し込む場合
- 焼骨所持とは …… 合葬墓の使用を必要とする遺骨を、祭祀主宰者として現在亡くなった方の火葬した遺骨を所持していることをいいます。
- 被埋葬者とは …… 生前予約で使用許可を受けた申込者で、将来合葬墓に埋蔵される予定の方、及び焼骨所持で使用許可を受けた申請者が所持する遺骨のことをいいます。
- 改葬とは …… 高松墓園や宇ノ気墓地公園の一般墓地（以下、「一般墓地」という。）や、別の墓地や納骨堂に納められた遺骨を、合葬墓や他の墓地に移すことをいいます。
- 返還とは …… 一般墓地の中から遺骨を改葬し、墓石を撤去・原状回復した区画の使用権をかほく市に返していただくことをいいます。また、納骨堂の使用において、保管期間中に祭祀主宰者からの申し出により、遺骨をお返しすることをいいます。

3 合葬墓施設について

施設型合葬墓（納骨堂）、樹木型合葬墓（埋葬墓）の形は、八角形をしています。八角形は風水で「八方位」を表しており、全ての方角から幸せを引き寄せ、邪気を払ってくれるといわれております。

施設型合葬墓（納骨堂）

施設型合葬墓（以下、「納骨堂」という。）は、日の光が差し込む天窗、内装には美しい木組み、大きな屋根と庇のある八角形の納骨堂です。風雨に左右されない屋内型施設の中央には参拝エリアがあります。また、施設内の参拝エリアと屋外軒下にはベンチを配置し、休憩ができます。

- 遺骨を骨壺に入れた状態でお預かりし、10年間もしくは20年間納骨棚に収蔵します。焼骨所持の場合は使用許可日から10年間もしくは20年間、生前予約の場合は、亡くなって納骨した日から10年間もしくは20年間使用できます。
- 納骨室への立入りはできません。
- 納骨できる遺骨の容器は、7寸（高さ24.5cm、直径21.5cm）までの大きさの骨壺で、納骨棚に安定した状態で収蔵でき、長期の収蔵に適したものに限りです。骨壺をお持ちでない場合は、河北斎場にて円柱形の骨壺（7寸以下）をお買い求めください。
- 納骨室に収蔵された遺骨は、納骨室の保管期間内に祭祀主宰者からの申し出があった場合に、返還することが可能です。ただし、使用料はお返しできません。
- 納骨期間を経過した後は、遺骨を骨壺から納骨袋に移し替え、同敷地内の埋葬墓に合祀します。



納骨堂（献花台）



納骨堂（内部）



納骨堂の周りのベンチ

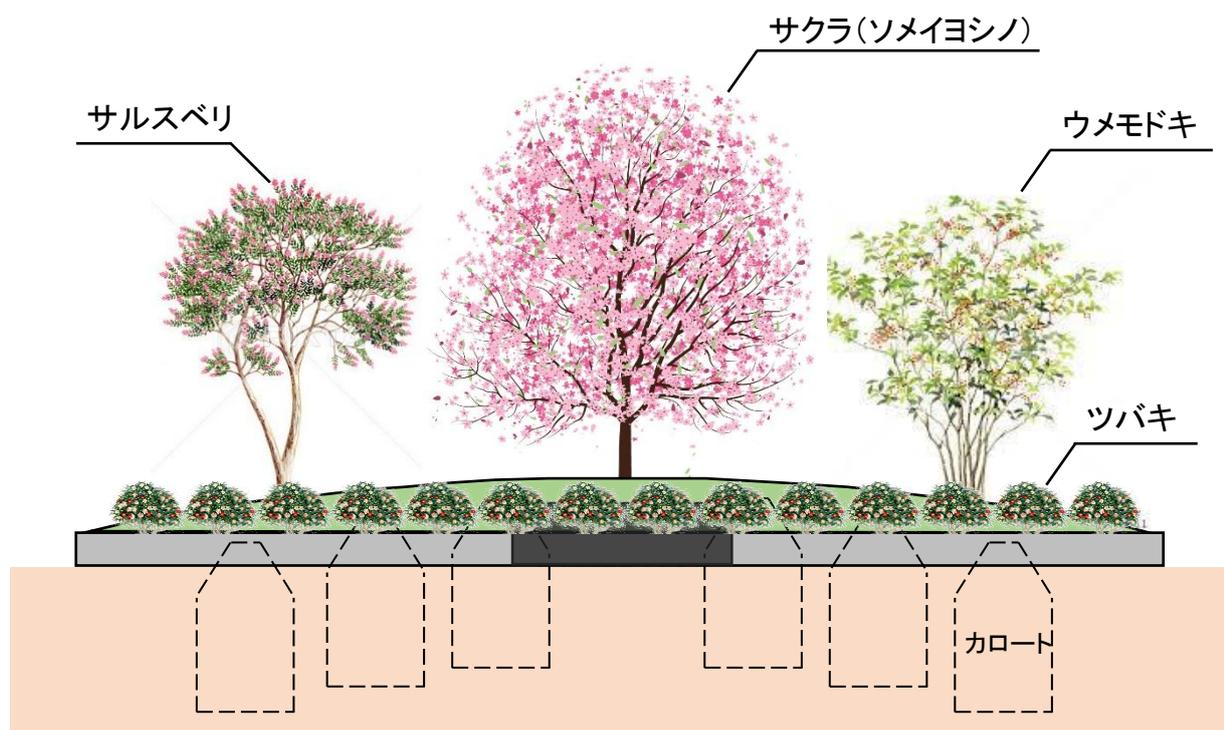
〔建築概要〕

構造	壁式鉄筋コンクリート造、平屋建て（小屋組木造）
地上高さ	8.3m
建築面積	168.72㎡
延床面積	120.71㎡
骨壺収容可能数	1,008体

樹木型合葬墓（埋葬墓）

樹木型合葬墓（以下、「埋葬墓」という）とは、四季折々の花咲く樹木を墓標として配置した永代使用型の墓地で、複数の遺骨を共同で埋葬する施設です。八角形の墓地には、市の木サクラのほかウメモドキ・サルスベリの3本の樹木を植え込み、周囲にツバキの生け垣があります。張芝の下には円筒型のカロート（埋葬空間）が埋め込まれています。

- お預かりする遺骨は、原則骨壺に入れてください。
- お預かりした骨壺から遺骨を納骨袋に移し替え、埋葬墓で保管します。
- 埋葬墓に合祀された遺骨は、返還（改葬）することはできません。



埋葬墓（樹木配置図）



埋葬墓（献花台）

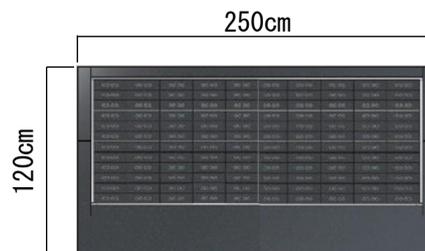
記名板

合葬墓では、故人のお名前を記すことができます。

横20cm×縦6.4cm×厚さ3cmのプレートにお名前と生没年月日が入ります。



プレート（黒みかげ石）

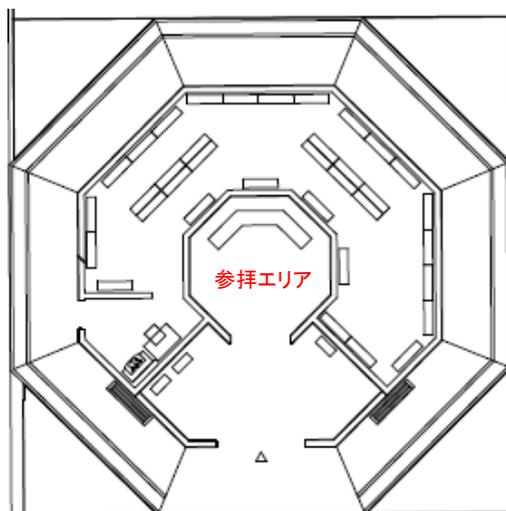


台座

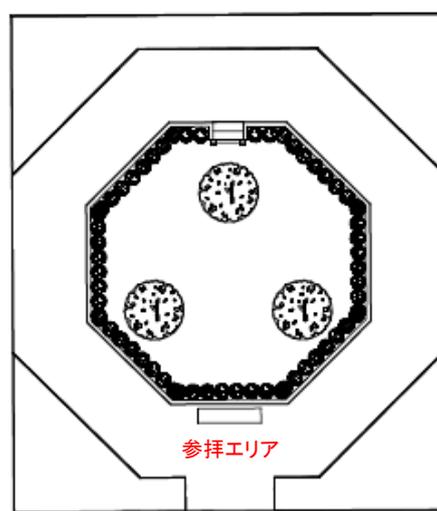
4 参拝方法

参拝は、納骨堂内参拝エリアの献花台前又は埋葬墓の献花台前で行います。献花や供物等を行ってもよいですが、参拝後は全てお持ち帰りください。また、線香・ロウソク等の火気使用はできません。

※参拝はいつでも可能です。



納骨堂



埋葬墓

5 使用料

使用料は施設の維持管理費を含みます。

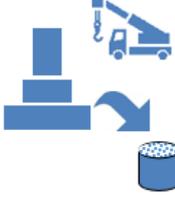
使用許可後の費用は不要です。また、一度納めた使用料は、お返しできません。

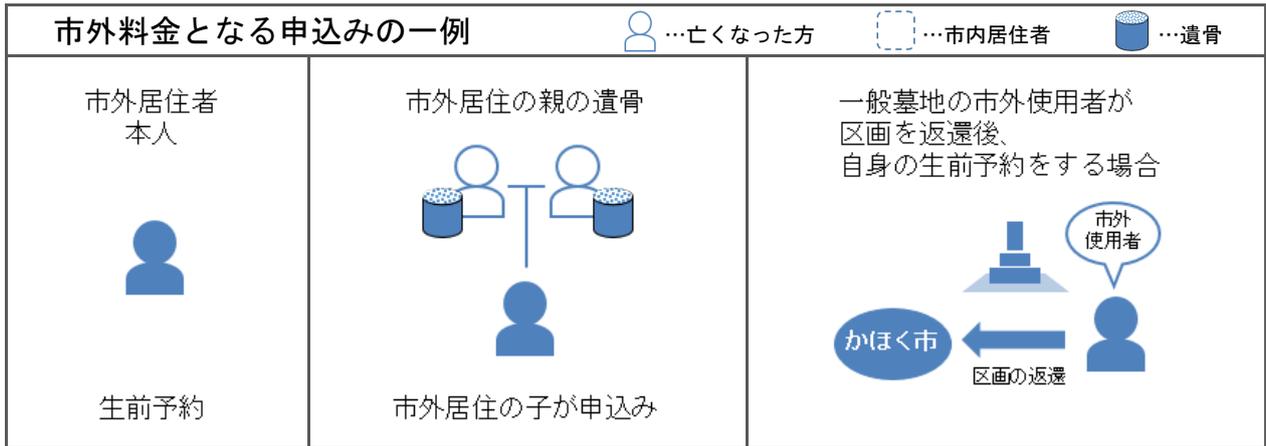
区分		使用料		備考
		市内	市外	
納骨堂	生前予約※	200,000 円／体	300,000 円／体	納骨日から 10 年間収蔵
	焼骨所持	160,000 円／体	240,000 円／体	許可日から 10 年間収蔵
	収蔵期間延長	80,000 円／体	120,000 円／体	10 年間
埋葬墓	生前予約※	100,000 円／体	150,000 円／体	焼骨の返還不可
	焼骨所持	80,000 円／体	120,000 円／体	
記名板		35,000 円／体		希望者のみ

※生前予約は申請時に 70 歳以上の方に限ります。

<市内使用料が適用される方>

- かほく市に居住する方が、自身の生前予約をする場合
- かほく市に居住する方が祭祀主宰者となる、家族・親族の遺骨（生前、市外に居住していた家族・親族を含む）を申請する場合
- 死亡時にかほく市民であった方の遺骨を、祭祀主宰者となる家族（市外に居住している家族・親族を含む）が申請する場合
- かほく市内の一般墓地の使用者で、墓石の撤去および区画の返還を行う前提で、墓の中の遺骨を申請する場合

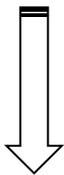
市内料金となる申込みの一例			
	 …亡くなった方	 …市内居住者	 …遺骨
市内居住者 本人			
			
生前予約			
市外居住の親の遺骨			
			
市内居住の子が申込み			
市内居住の親の遺骨			
			
市外居住の子が申込み			
市内の一般墓地から 改葬した遺骨			
			
区画を返還すること			



※埋蔵する遺骨は焼骨のみとし、分骨による申込みはできません。

6 手続きの流れ

1. 申請受付書類審査



申請をした方に対する書類審査を行いますので、必要書類を提出してください。

審査中に追加の書類が必要になる場合があります。使用料金の判定にも関わりますので、追加書類が必要となった場合は、必ず提出してください。

2. 使用料納付



使用料金を納付します。管財課の窓口、もしくは取扱金融機関にて納付してください。

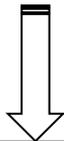
一度納めた使用料は、お返しできません。

3. 許可証交付



納付後、「合葬式墓地使用許可証（以下、「使用許可証」という。）」を交付します。

4. 埋蔵予約



合葬墓に埋蔵する際には事前に予約が必要です。「墓地埋葬届」に埋蔵（納骨）希望日を記入し、「使用許可証」、「埋・火葬許可書」を添付して、希望日の3日前までに管財課へ提出してください。

5. 使用開始

納骨堂前で骨壺をお預かりし、遺骨を埋蔵します。（埋蔵可能日は、年末年始を除く午前9時から午後4時まで）

7 必要書類

「墓地施設使用許可申請書」に下記の必要書類を添えて管財課まで持参し、お申し込みください

■焼骨所持（遺骨を納骨・埋蔵する方）

提出書類	書類の内容・留意事項
墓地施設使用許可申請書	焼骨所持の場合は、原則、祭祀主宰者が申請すること
申請者の住民票	本籍や続柄等の省略がないもの
被埋蔵者の死亡時における住民票※	申請者が市外居住者の場合、被埋蔵者が死亡時に市内に居住していた場合の証明

※の書類は必要に応じて提出していただきます。

■生前予約（生前に合葬墓使用の予約を受けようとする方）

提出書類	書類の内容・留意事項
墓地施設使用許可申請書	生前予約は本人が申込みすること
申請者の住民票	本籍や続柄等の省略がないもの

■かほく市営墓地の一般墓地から改葬する方

提出書類	書類の内容・留意事項
改葬許可申請書	一般墓地にあるお墓から遺骨を取り出す際には申請が必要になります。
墓地施設返還届	墓石を撤去し、使用している区画、または墓石等を建立していない区画を市へ返還するための届出
墓地施設使用許可申請書	焼骨所持の場合は、原則、墓地使用者が申請すること
申請者の住民票	本籍や続柄等の省略がないもの

お墓から改葬する遺骨は、7寸以下の骨壺内に1つにまとめて入る場合に限り、複数体の遺骨を合葬墓1体利用として申込みをすることが可能です。

8 合葬墓への埋蔵（納骨）手続きについて

- 遺骨を合葬墓へ埋蔵（納骨）する際は予約が必要です。「墓地埋葬届」に埋蔵（納骨）希望日・希望時間を記入し、「使用許可証」、「埋・火葬許可証」を添付して、希望日の3日前までに管財課へ届け出てください。
- 埋蔵可能日は、年末年始を除く日の午前9時から午後4時までです。
- ※ 遺骨は、納骨堂・埋葬墓ともに原則骨壺でお預かりしますので、骨壺をお持ちでない方は、河北斎場にて円柱形の骨壺（7寸以下）をお買い求めいただくか、管財課にご相談ください。
- ※ 埋葬墓への納骨は、納骨堂の納骨室で一旦保管し、後日職員にて埋葬します。

- 遺骨の入った骨壺は、納骨堂前にてお預かりします。職員が、合葬墓の中へ遺骨を埋蔵（納骨）します。
- ※ 使用許可を受けた遺骨以外は、埋蔵（納骨）できません。
- ※ 納骨堂の納骨室へは入れませんので予めご了承願います。また、埋葬墓へ合祀した遺骨は返還（改葬）することができません。

9 その他

- 使用許可証の記載事項（使用者の氏名・住所・本籍）に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて、管財課で許可証の書き換えを受けてください。

- 合葬墓を使用するにあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「かほく市墓地条例」、「かほく市墓地条例施行規則」に定められている規定を遵守してください。

名称

かほく市合葬墓

施設概要

敷地面積 2,356.24 m²

施設型合葬墓（納骨堂）、樹木型合葬墓（埋葬墓）、記名板、駐車場（36台）

所在地

かほく市七窪地内（宇ノ気墓地公園内）

問い合わせ先

かほく市 総務部 管財課 電話(076)283-1113

